

## ○登米市集会施設整備事業補助金交付要綱

平成18年5月15日

告示第108号

改正 平成21年11月2日告示第191号

平成24年2月21日告示第10号

平成27年3月24日告示第78号

平成28年3月31日告示第120号

平成29年3月31日告示第156号

平成30年3月29日告示第87号

令和3年1月25日告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治組織等の自治意識の高揚と生活環境の改善及び自主的・主体的地域づくりの促進を目的とし、自治組織等が事業主体となる地域住民の集会の場として設ける施設（以下「集会施設」という。）の建設及び改修について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関し、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織等 自治会、行政区、町内会、町会又はこれらの連合体等をいう。
- (2) 建設 集会施設の新築及び購入による取得（既存の集会施設を解体し、新たに建設することを含む。）をいう。
- (3) 改修 集会施設の修繕、模様替え及び増築（段差解消等のバリアフリー化を含む。）をいう。
- (4) 災害復旧 地震、暴風、豪雨、洪水その他の自然災害（市の災害対策本部が設置される等被害が甚大であると認められる場合に限る。）により被害を受けた集会施設を建設又は改修により原状に復すことをいう。

(補助金交付の対象及び交付額)

第3条 補助金交付の対象及び交付額は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付の対象となる建設事業費は、集会施設の建設に係る本体工事費（購入費）及び附帯工事費（電気、ガス、給排水、衛生、防火等の集会施設と一体をなす工事費に限る。）とし、1平方メートル当たり標準建築費12万7千円（購入の場合は、経年減点補正率を乗じた額）に延べ床面積を乗じた額（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）と実際の建設事業費（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）のうちいずれか低い方

の額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1,000万円を上限とする。

(2) 補助金交付の対象となる改修事業費は、前条第3号の改修に要する費用（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、250万円を上限とする。

(3) 第1号及び前号の規定は、災害復旧に係る事業に対する補助金の交付について準用する。この場合において、第1号中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、「1,000万円」とあるのは「1,500万円」と、前号中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、「250万円」とあるのは「375万円」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としないものとする。

(1) 門、柵、塀、植樹等の建設附帯工事費及び購入費

(2) 用地取得費

(3) 既存の建物の解体費用

(4) 備品購入費

(5) 事業を実施する当該地区で利用している既存集会施設の建物が、建築した翌年度から起算して25年を経過していない建設に係る費用及び10年を経過していない改修に係る費用

(6) 1件10万円未満の改修に係る費用

(7) 国、県、市等の補助事業により、建設事業費及び改修事業費を対象とした補助金の交付を受ける集会施設の建設及び改修（登米市地域集会施設耐震改修工事助成事業及び登米市地域材需要拡大支援事業を除く。）に係る費用

(8) その他市長が不相当と認めたもの

3 災害復旧が必要な集会施設であると市長が認めるものについては、前項第5号の規定は、適用しない。

（補助の制限）

第4条 この要綱の規定により、補助金の交付を受けた自治組織等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間中は補助金交付の対象としない。ただし、バリアフリー化及び天災その他これに類する事由により市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 建設 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して25年間

(2) 改修 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年間

（交付申請）

第5条 規則第3条第3号で規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登米市集会施設等整備事業計画書
- (2) 建設の場合は建物の図面の写し、改修の場合は建物の写真
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 用地の権利関係を証明する書類（登記簿謄本、借地契約書の写し等）
- (5) 総会資料（規約）及び集会施設の建設又は改修に係る会議録）の写し
- (6) 実施箇所位置図及び公図の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（補助事業の変更）

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けたものは、補助事業を変更しようとするときは、規則第10条第1項第1号の規定により、市長の承認を受け  
るものとする。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この  
限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の20パーセント以上の減額を伴う変更
- (2) 補助事業の内容の重大な変更  
（実績報告）

第7条 規則第13条第1項で規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる  
ものとする。

- (1) 登米市集会施設等整備事業成績書
- (2) 完成図面及び完成写真
- (3) 用地の権利関係を証明する書類（登記事項証明書、借地契約書の写し等）
- (4) 費用を支払ったことを証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年5月15日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成21年11月2日告示第191号）

この告示は、平成21年11月2日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適  
用する。

附 則（平成24年2月21日告示第10号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日告示第78号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第120号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第156号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第87号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月29日から施行する。

附 則（令和3年1月25日告示第16号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年1月25日から施行する。